



東京都稲城市における農家直売所の経営特性

—都市における「農」の役割を考える—

Characteristics of Farm Stand in Inagi City, Tokyo : The Role of "Agriculture" in Urban Area

林 琢也 (岐阜大学地域科学部・助教)

Hayashi Takuya, Ph.D. Assistant Professor, Faculty of Regional Studies, Gifu University

摘 要

稲城市のナシ栽培農家を例に、農家直売所の経営特性と都市における「農」の役割について考察した。現地調査から、ナシ狩りの減少と直売・宅配比率の高さが特徴として確認された。また、農家の農業体験学習への積極的な協力や多くの市民農園が市内に設置されている現状から、「農」への親しみが高まっている側面もみられた。ただし、「農」に関心の低い層にも都市農業の価値を知ってもらうためには、身近な農業生産の場である農地内で気軽に農家と交流可能なナシ狩りの充実も求められよう。

I はじめに

都市農業とは、食料・農業・農村基本法第36条第2項によれば、都市およびその周辺における農業と規定されており、市街化区域もしくは市街化調整区域を含めた地域で行われる農業を指して使用される場合が多い(蔦谷, 2005)。また、農林統計で用いられている農業地域類型の「都市的地域」で行われる農業をもって都市農業とみなす場合もある¹⁾。都市農業は、商業地や宅地といった都市的土地利用との競合やそれに伴う営農環境の悪化、担い手の減少・高齢化、農業に無理解な都市住民への対応といった問題を抱えており、常に存亡の危機にさらされている。また、宅地並み課税や生産緑地法の問題、固定資産税・相続税への対処など税制上も大きな困難を抱えている。小林(1993)は、上記のような状況を踏まえ、都市農業を「都市域(主として市街化区域)に位置する“淘汰に抗して生き残った農家”によって営まれている農業」と定義している。

一方で、都市化が進む市街化区域内にあって、

都市農地は緑地の代替的な機能やレクリエーションや教育の場としての機能も有しており、都市住民に癒しの場を提供している。また、災害時の避難場所や都市のヒートアイランドの緩和(気温低減効果)といった役割も期待されており(横張ほか1998; 竹下ほか, 2006など)、近年では、食料供給機能にとどまらない多面的な機能を有した空間として評価される傾向が強くなっている。なかでもレクリエーションや教育の場としての都市農業の存在感は大きく、農家自らが農産物を消費者に販売する直売や果実の摘み取り(もぎ取り)、農業体験(市民農園・農業体験農園)、地産地消・食育の動きなどは、その最たるものである。こうした取り組みは必ずしも新しいものではないが、近年、とくに経営形態や活動内容が多様化している。それは、農村のイメージを利用した農産物の販売や農業体験、観光・レクリエーション、居住といった視点から農村の資源が「売買」される機会が増加しているということに他ならない(Woods, 2005; Perkins, 2006; 秋津, 2007)。換言すれば、ライフスタイル等の変化が、農村の非日常性を高

め、都市住民による消費的まなざしを強化させているのである（立川，2005）。こうした現象については「農村空間の商品化」という視角から分析・考察が進められている。農村空間の商品化とは、都市と都市住民によって、農村に商品価値が見出されることであり、農村の商品価値が創出されることである（田林編，2013）。その意味では、都市化（開発）と農地保全のせめぎ合いの渦中にある都市農地は、非農家が気軽に「農」に触れることのできる貴重な空間でもある。

なお、本稿で用いる「農」とは高田（2001）や松宮（2013）で用いられているように、「職業としての農業」だけでなく、「農業」や「農村」にかかわる多様なあり方を想定した表現である。同様に、横張（2011）では、都市の「農」とはプロの農家が営む産業としての農業のみならず、農家が自家消費を目的に耕作することや、都市住民が自宅の庭や空き地、市民農園、体験農園で農作物を栽培すること、さらには都市住民が農家の農作業を手伝う援農など、主体や土地を問わず、都市において営まれる農作物の栽培行動を広く包含した概念と定義されている。さらに、安室（2006）においても、「農とは、経済活動としての農業だけを意味せず、土を媒介とした人と自然との多様な関わりを示すものである。したがって、それは農村だけでなく都市にも存在する。また、たとえ経済的に見合わなくても良しとされ、現代においては楽しみや生き甲斐といったことと強く関わってくる」と示されている。

本稿では、長年、特産の日本ナシ（以下、ナシ）を活かした直売に力を注いできた東京都稲城市の農家を例に、農業経営の特性と都市における「農」の役割について考察することを目的とする。

II 稲城市の地勢と農業の現状

東京都稲城市は多摩川と多摩丘陵に挟まれた地域に位置する。東京都心（新宿）から約 25km 西

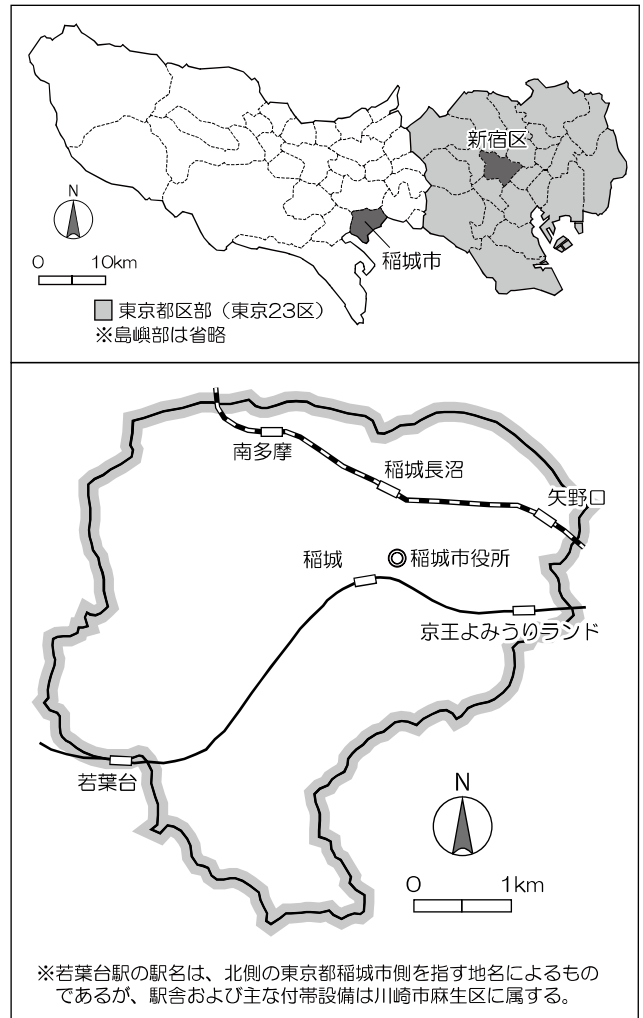


図1 研究対象地域

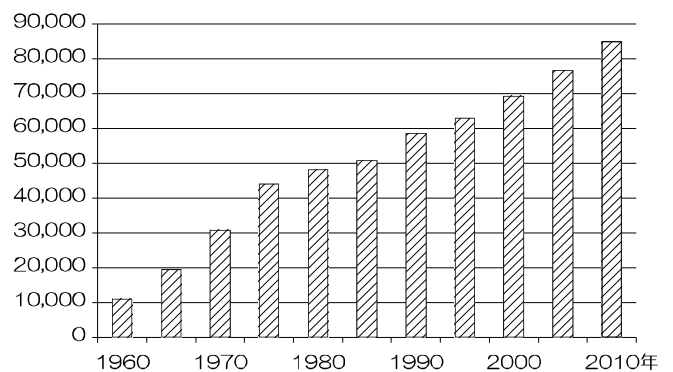


図2 稲城市の人口変化 (1960-2010年)
(国勢調査より作成)

方にあり、多摩川沿いに JR 南武線（矢野口・稲城長沼・南多摩の 3 駅）や川崎街道、南多摩尾根幹線（鶴川街道）が横断し、市の中央部には三沢川が流れ、京王相模原線（京王よみうりランド・稲

城の2駅)が敷設されている(図1)。

2010年の国勢調査によれば、人口は84,835と半世紀前(1960年)の人口(11,012)の約7.7倍、市制施行前年となる1970年の国勢調査時(30,817)の約2.8倍に増加していることがわかる(図2)。現在も人口は増加を続けており、都心への近接性からベッドタウンとしても魅力的な地域となっている²⁾。

また、古くからナシの産地としても有名であり、かつては隣接する川崎市とともに「多摩川梨」として名を馳せた(山村・浦, 1982)。両地域におけるナシ栽培の開始は近世期に遡る。また、ナシ狩りの歴史も古く、川崎市では小田急電鉄の開通翌年の1928年に電鉄の協力を得て、ナシの「もぎ取り即売会」が開始されている(多摩川誌編集委員会編, 1986)。当時の新宿駅には案内師が置かれるほどであったという。一方、稲城市の「もぎ取り即売会」が始まったのは、第二次世界大戦後のことである。ナシ狩りに対応する農家は1951年に3戸であったのが、徐々に増え、1957年には、11戸で観光果樹協会を結成し、観光バス会社との契約を開始するようになった。その後はナシ狩りに対応する農家は増加し、多くのレクリエーション需要に応える形で高度経済成長期に活況を呈した。

2005年農林業センサスによると、稲城市のナシとブドウの栽培面積は東京都全体の36.4%(8,738a中3,180a)と18.3%(4,026a中736a)を占めており、東京都における果樹農業の中核を担っている。2008年の農業産出額は12億7,400万円で、このうち、ナシが8億3,500万円、ブドウが1億4,900万円を占める。

最近では稲城市のナシ産地としてのブランド力の強化を図るため、稲城市を含む3市を管轄する東京南農業協同組合(JA東京みなみ)により、2006年11月に「稲城の梨」として特産のナシが地域団体商標に認定登録されている。「梨ぼうや」入りのロゴマークも作成され、登録商標として宣伝用のチラシや資材などにも取り入れられている(図3)。

また、2011年10月には、市制施行40周年を記念して、メカニックデザイナーの大河原邦男氏とマルチクリエイターの井上ジェット氏によって特産のナシをモチーフにした稲城市イメージキャラクター「稲城なしのすけ」が作成されている(図3)。



図3 「梨ぼうや」と「稲城なしのすけ」

※上図が「梨ぼうや」下図が「稲城なしのすけ(上: [特許庁](#), 下: [稲城市](#)より転載; 最終閲覧日 2013年9月20日)

このように行政や農協レベルでも市を代表する地域資源としてのナシの知名度が利用・強調されていることがわかる。

ナシが稲城市の農業や地域を表象する存在となっている一方で、宅地への農地転用も進行している。『第三次稲城市農業基本計画』によると、稲城市の総土地面積は1,797ha(2009年4月1日時点)で、このうちの88.0%(1,581.2ha)が市街化区域となっている。市街化区域内の農地には宅地並み

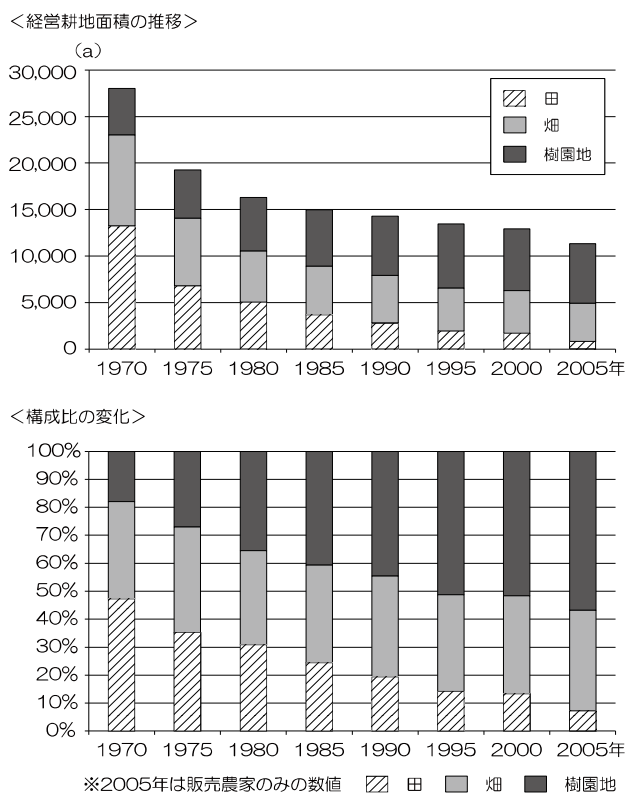


図4 稲城市における経営耕地面積と構成比の推移
(1970-2005年)

(2005年農林業センサス農業集落カードより作成)



写真1 京王相模原線の車窓から眺めた稲城市の農
住混在景観

(2010年8月筆者撮影)

課税が適用されるため、保全すべき農地に対しては、営農継続等を条件に税制優遇措置が受けられる生産緑地地区への指定が行われている。2010年

現在の生産緑地面積は 123.01ha で、この数値は 1990年代後半とほぼ同面積が維持されていることになる。しかしながら、市街化区域内の宅地は 1999年から 2009年の10年で 416.3ha から 492.3ha に増加しており、全体としてみると、市街化区域内の農地は同期間内で 171.0ha から 150.2ha へと減少している。

経営耕地面積の変化をみても、1970年代に大きく減少し、それ以後も、緩やかに減少を続けている。ただし、経営耕地面積に占める樹園地の比率は年々高まっており(図4)、ナシを中心とした樹園地に集約される形で農地は維持されていることがわかる。例えば、京王相模原線や JR 南武線の車窓からは、ナシ園と宅地の混在した景観が確認できる(写真1)。

また、ナシ園と宅地が隣接する状況は、農家と非農家の共生が営農の継続にとって不可欠であることを示しており、農家にとって非常に神経を使う場面も多くなっている。聞き取りによれば、消毒などの薬剤散布に伴い、隣接する駐車場の車に薬品が飛散し、クレームが来ることもあるという。このため、写真2のように看板を設置して注意を喚起する場合もみられる(林, 2012)。加えて、ナシに発生する病気(赤星病)への対応として、冬期に病原菌の中間宿主(寄生先)となるビャクシン類を植栽しないよう住民への協力を訴える看板等も確認できる³⁾。写真3のような形の看板は市内の各所で見受けられる。こうした点への配慮は農地と宅地が無秩序に混在化している現状を物語っている。

ナシの主力品種は「稲城」で、全体の4割を占める。「稲城」は稲城市東長沼の進藤益延氏が1950年代に発見した品種である。宮地(2006)によれば、果肉が軟らかく、高い糖度で食味が良いと評価されている。また、受粉が難しく、着果が不安定で変形果が多いことや収穫期間が2週間に限定されることなど難点も指摘されている。このため、非常に作りにくい品種と認識されることが多く、



写真2 農薬飛散の注意喚起に関する看板
(林 (2012) より転載)



写真3 ナシの病気対策に協力を訴える看板
(2010年8月筆者撮影)

他産地への拡大が進まず、それが「幻の梨」といわれる所以となったようである。市場出荷はほとんど行わず、多くは農園での直売や宅配によって完売する。

2005年農林業センサス農業集落カードによると、185戸の農家が農業生産関連事業⁴⁾を行っており、このうちの181戸が店や消費者に直接販売し、13戸が観光農園を経営し、5戸が貸農園・体験農園等を行っている。ナシ狩りの入園料は無料で、来訪者自ら収穫したナシを購入する形態が採られている。

2008年3月末の稲城市における個人直売所数は130か所と、世田谷区の306か所、小平市の220

か所、東村山市の161か所、三鷹市の149か所に次ぐ都内第5位の設置数となっている(深瀬, 2013)。JA東京みなみホームページ内の「JA東京みなみ稲城地区 梨・ぶどう園名一覧」では、130か所の直売所を地区別に集計することが可能である(図5)。

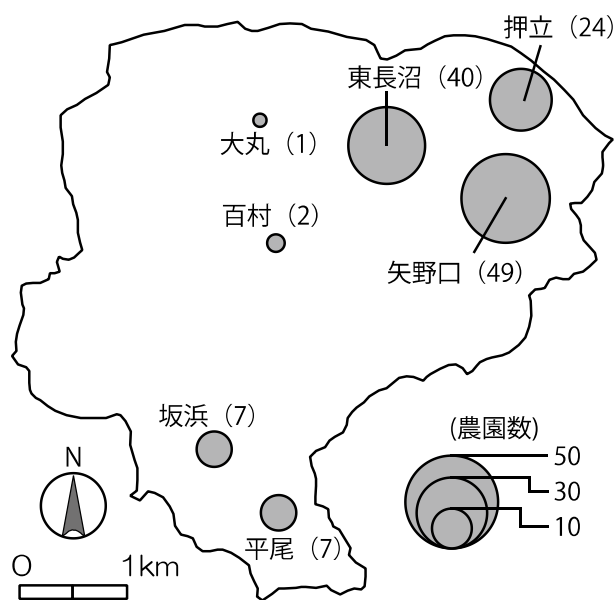


図5 JA東京みなみ稲城地区におけるナシおよびブドウ直売所の地区別一覧

JA東京みなみウェブサイトより作成(最終閲覧日: 2013年9月20日)

最も多い地区は、市東部の矢野口の49戸で、以下、東長沼の40戸、押立の24戸と続く。これらの多摩川流域に位置する地域は、伝統的にナシ栽培に取り組んできた稲城市の果樹栽培の核心地域である。

同様に、稲城市生活環境部経済課発行の『いなぎ農産物直売所マップ』にも70か所の農産物直売所が掲載されている(表1)。

このうち、ナシやブドウといった果実の販売を行う直売所は67か所が掲載されており、全体の95.7%を占めている。地区別にみると、図5と同様の結果がみられる。すなわち、矢野口地区の22

表1 『いなぎ農産物直売所マップ』に記載された農産物直売所 (2012年10月)

地区名	果実	野菜	その他	合計
矢野口	22	1	1	22
東長沼	19	2	1	18
押立	16	1	0	16
平尾	5	2	0	5
坂浜	3	3	2	5
百村	1	0	0	1
大丸	1	1	0	1
向陽台	0	1	0	1
長峰	0	1	0	1
	67	12	4	70

※果実と野菜等の販売を兼ねる直売所や2地区に直売所をもつ農家もみられるため、各地区の果実・野菜・その他を合わせたものは合計と一致しない。

(稲城市生活環境部経済課発行：
『いなぎ農産物直売所マップ』により作成)

か所が最多で、東長沼の19か所、押立の16か所が続く。70か所の直売所のうち26か所の直売所を経営する農家が認定農業者⁵⁾である。また、環境に配慮した農業経営を志向するエコファーマー⁶⁾の認定も6戸の農家が受けている。以下では、直売所の集積する矢野口地区と押立地区の農家を例に農業経営の特性と都市農業の可能性について分析・考察する。

Ⅲ ナシ直売農家の現状

1. 宅配を重視するA農家の例

矢野口に居住するA農家は、世帯主と妻の2人家族で、隣家に農外就業する息子夫婦と孫が居住している。世帯主が農業に専従し、妻が宅配の伝票書きや梱包を担当するとともに、袋掛けと花粉付けの時期には作業を一緒に行っている。また、60代の男性と20~30歳代の女性を常勤で労働力として雇用している。収穫および花粉付けの作業



写真4 A農家の経営する駐車場

(2010年8月筆者撮影)

時には、臨時で労働力を雇用する場合もある。また、アパートと駐車場も経営している(写真4)。

農業経営としては、ナシ50aとブドウ20a、ウメとカキを10a栽培する。ナシの品種は、「稲城」が全体の50%に上り、その他にも、「新星」や「秋月」、「稲城のかおり」、「福水」、「新高」を栽培している。また、ブドウの品種は「高尾」⁷⁾である。

販売方法は、宅配が95%、直売が5%で、もぎ取りは年に数件程度である(図6)。

もぎ取りには常時対応しているのではなく、特定の日に限定して行っている。1990年代半ば以降は固定客を中心に毎年、新規の客を少しずつ獲得していくような形で宅配の受注を増やしている。

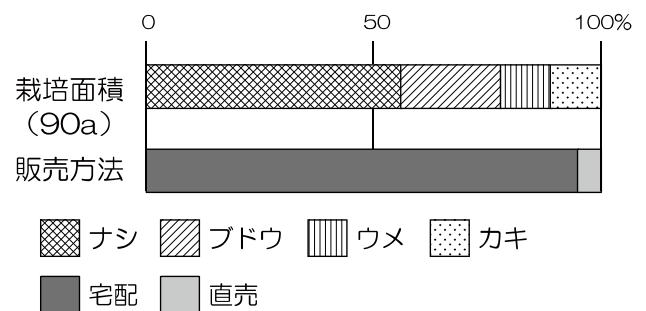


図6 A農家の栽培品目と販売方法の内訳 (2010年)

(聞き取りより作成)

宅配依頼の 8 割以上は稲城市外からの注文で、贈答用に地方発送する場合も多い。被贈答者が A 農家のナシを気に入り、翌年には注文者に転じる場合も多いため、顧客の居住地は年々、広域化している。

宅配を重視している理由は、近年の客はもぎ取りに来て土産の購入が少なく、客単価が低いことや接客用に常時待機している労働力の人件費がかさむこと、露地栽培の園地であるがゆえに雨天時の対応が煩雑になるといったことが影響し、経営上、もぎ取りに比重を置くことが難しくなってきたためである。

また、自宅に併設する土蔵を改築し、来訪者向けの休憩所を設けており、そこでは、「稲城の梨シャーベット」やナシの木の灰を利用した焼き物の販売も行っている。さらに、A 農家のホームページでは、栽培のこだわりや消費拡大を促すナシ料理のレシピ等も公開されている。

2. 直売を重視する B 農家の例

押立に居住する B 農家は、世帯主とその妻、世帯主の父母、世帯主の息子の 5 人家族である。世帯主と息子が農業に専従し、妻が宅配の伝票書きを担当し、世帯主の父母が直売所での接客・販売を行っている（写真 5）。また、1990 年代半ばよりアパートを経営している。

農業経営としては、ナシ 50a とブドウ 10a、モモ 10a、畑地にて野菜や花きを 10a 栽培する。ナシの品種は、「稲城」が全体の 50% に上り、その他にも、「長寿」や「多摩」、「新高」、「秋月」も栽培している。ブドウの品種は「高尾」、モモの品種は「白鳳」と「黄白桃」である。

販売方法は、直売が 67%、宅配が 33% となっている（図 7）。売店での対面販売（直売）を重視するのは、そこで来訪者が味見もしくは購入し、美味しいと思ってもらうことで固定客が増えていくことに利点と喜びを見出しているからである。直に農産物に触れ、評価を得ることで顧客を獲得する



写真 5 沿道に立地する B 農家の直売所

(2010 年 8 月筆者撮影)

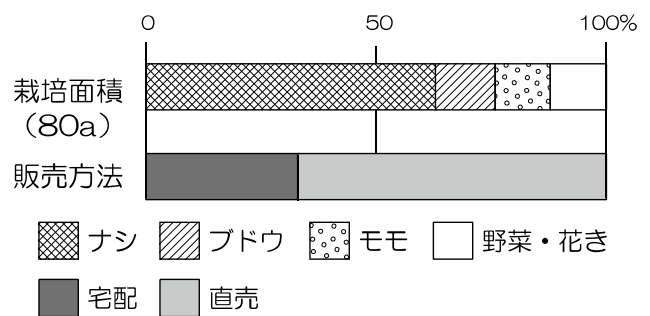


図 7 B 農家の栽培品目と販売方法の内訳（2010 年）

(聞き取りより作成)

という過程は、もぎ取りも同様であるが、もぎ取りの場合、接客や園内での収穫方法への助言や補助、危険・禁止行為の監督など、売店での対応以上に労力や手間がかかり、雇用労働力への人件費も余分に計上せざるを得なくなるため、現在は行わなくなったとのことである。都市農業は家族内の農業労働力も限られ、経営耕地面積も小さいため、人件費等が嵩むことは経営上、望ましいことではない。こうした理由でもぎ取りを止める傾向は、周辺の直売所においてもみられた。

3. 農業体験学習への協力

上記のように稲城市の農家は、宅配や直売を販

売方法のなかでも重視しており、もぎ取りはほとんど行われなくなってきた。また、経営上、宅配と直売のどちらを重視するのかは個々の農家によって異なることが明らかとなった。しかしながら、前項で事例とした A 農家と B 農家に共通する活動が存在する。校区内の小学生を対象にした農業体験学習の受け入れである。なかでも B 農家の居住する押立地区では JA 東京みなみ果実部会押立支部の協力の下、市内でも先駆的に 1994 年より、地区内にある稲城市立第四小学校の 3 年生を対象に農業体験学習の受け入れを組織的に行っている。地元の名産であるナシのことをより知ってもらうために、4 月の「花粉付け」と 6 月の「袋掛け」、9 月の「もぎ取り」の 3 期間にわたって継続的に児童が農園に足を運んでいる。

一方で、矢野口地区では、A 農家が個人的に農業体験学習の受け入れを行っている。小学校の PTA 役員を務めていた時に、矢野口地区のナシ園においても農業体験学習を行わせてもらえないかとの提案を受けて協力したのが最初である。現在も小学校 3 年生が総合的な学習の時間を利用して A 農家の樹園地にてナシの学習を行っている。A 農家の世帯主は、大学卒業後、JR 南武線矢野口駅前で薬局を経営し、その後、コンビニエンスストアの経営に転じた。父の死に伴い、1985 年頃に就農したが、その際、周囲の農家に多くのことを教わることで、農業技術を向上させていき、都の品評会で 1 位になるようなナシを栽培できるようになったという。こうした経験から、自分も地元で貢献していきたいという思いをもつようになったのである。

両農家のように、小学校の農業体験学習に積極的に協力することは、子どもを通して住民（親世代）にもナシをはじめとする地域農業の重要性や存在価値を認識してもらうための重要な取り組みとなっている。こうした活動が、都市農業の有用性を実感する一つの機会を提供しており、その積み重ねが周囲の理解や協力を得る上でも大切なも

のになっているのである。

4. もぎ取りの衰退を都市農業の視点から考える

2 つの事例からも明らかのように、稲城市では、もぎ取りに対応する農家は非常に少なく、現在では全体の 1 割にも満たなくなっている。ただし、このことは、この数年間の変化というよりは、宮地（2007）にもあるように、ナシの販売方法が、1980 年代の宅配の登場によって比重が移行していった結果でもある。また、それと並行するようにナシの品種も、贈答用を意識した大玉の「稲城」や「新高」へと更新されていったのである。こうした販売方法に占める宅配比率の向上は、長野盆地や甲府盆地といった観光農園の集積する地域の農家経営においても確認される傾向である（菊地，2007；林・呉羽，2010）。

とはいえ、稲城市のように、もぎ取りを望む周辺地域からの来訪者が減少していることは、近隣住民との交流機会の減少につながる恐れがある。都市農業にとって、周囲の住民の農業への理解や協力は不可欠な要件である。売店での販売や宅配への偏重は、個々の農家経営としては効率が良く、理想的かもしれないが、周囲の住民との協調関係が弱体化しては、農業及び都市農地の維持にとっても本末転倒である。もちろん、市内には 1 区画 15 m²で農作業のできる「ファミリー農園」や生産者自身が開設・運営する「農家開設型市民農園」、生産者が利用者に栽培指導を行う「農業体験農園」といった農業体験の場は用意されている⁸⁾。このため、都市において「農」への親しみはむしろ高まっているとみることもできる。ただし、単に自然や土に触れたい、安全・安心な農作物を自ら栽培してみたいといった住民の欲求を満たすためだけに都市農地は存在するのではなく、住民に対して、都市化や営農環境の悪化に代表される都市農業の厳しい現実を認識してもらう場を確保することも都市農業の振興にとっては不可欠なはずである。練馬区のブルーベリー狩りの実態を分析した

半澤ほか(2010)の結果からも指摘できるように、近隣に居住しながらも、普段は農地の中に足を踏み入れることのない都市住民（農作業や自然に親しむことに関心の低い住民層）にとって果物狩りのできる市街化区域内の身近な農園の存在は、散歩などのちょっとした余暇の延長線上の行為としての気軽な来訪を可能にしているといえる。果物狩りのできる空間の存在は、こうした住民の目を近隣の農地に向けさせる上で重要な機会を提供しているのである。プロの生産者が日常的に作業する現場を見ることで、都市農業の現状を理解し、支援するような姿勢を多くの都市住民にもってもらうためには、プロの生産者の活躍する現場を身近で目にできるショーウィンドーとしての観光農園は都市農業振興のための構成要素として不可欠な存在なのである。

IV 都市における「農」の役割

本稿は、市街化区域内でナシを栽培し、直接取引を行う稲城市の農家を例に、農家直売所の経営特性と都市における「農」の役割について考察した。

現在の稲城市の農家にとって販売の主軸は、直売や宅配であり、かつてのように近隣の住民がナシやブドウのもぎ取りに訪れることは少なくなっていた。もちろん、農業体験学習として校区内の児童が園地を訪問し、農業について学習する機会が現在も存在することは、次代の地域を支える子ども世代にナシの栽培を理解し、身近に感じてもらうためには不可欠な活動である。しかしながら、「農」に対する関心がそれほど高くない一般の住民に対しても現在のナシ栽培を身近なものに感じてもらうためには、農家と消費者（都市住民）が生産の現場である園地内で触れ合う機会を確保することが肝要であろう。

菊地・中村（2004）によれば、稲城市の市民は市街化区域における農地・ナシ園の保全が必要で

あるとの評価が総じて高く、農地を緑地の代替地としても評価する傾向にあることが示されている。しかしながら、農地と宅地が混在したなかで生活する非農家のなかには、身近に「農」のある環境を快く思っていない住民がいることも事実であろう。市レベルでは住民が農業の重要性を理解・評価していたとしても、自宅周辺の状況となると、「うちの裏庭にはゴメンだ」という NIMBY のような態度や感情を示すこともあるからである。

例えば、稲城市役所のホームページに「市政への提案の回答」というコーナーがある⁹⁾。2012年9月の提案には、農家のマナーについて以下のようやり取りが掲載されている。

市民：「耕運機で梨園の園内を耕運し、キャタピラに土をつけたまま道路に出る一部農家のマナーの悪さのため、道路環境が悪くなっている」

稲城市経済課農政係：「市では、これまでJA東京みなみとの連携のもと、生産者に対して、地域環境に配慮した農業の実践について、生産団体の総会等様々な機会をとらえ、理解を求めてきたところです。市内に多くの農地が残されているのは生産者の努力の賜物ではあるものの、都市農業にとって地域住民の理解が欠かせないこと、更なる地域環境に配慮した農業の実践が必要であることについて、引き続き生産者の理解を促してまいります」

このやり取りからは、農家の行為および住民の許容範囲がどの程度のものなのかは判断できないため、質問の是非についての判断はできかねるが、当事者間での積極的な意思疎通（日常的なコミュニケーション）や歩み寄りの必要性を垣間見ることができる。

こうした現状からも、都市農業の振興にとっては、レジャー・レクリエーション需要への対応や農産物の直売・もぎ取りといった経営形態は、単

に販路開拓の手段や方法としての認識のみならず、都市農業の抱える課題等を住民に共感的に理解してもらう場としていくための工夫が必要となる。そのためには、農家に都市農業の重要性や公益性を都市住民に解説するインタープリターのような役割を果たしてもらうことも一計である。ただし、それは、食育や農業体験学習といった子どもへの教育効果に限定されるものではない。

例えば、大学生を対象にした農業ボランティアとしての援農プロジェクトの企画(林編著, 2013)や親子で関われる行事やイベントの創出、CSA

(Community-Supported Agriculture) のような形で生産者と消費者のつながりを維持し、住民に自分たちも都市農地や農業を支えていく主体であるという市民意識を抱かせることも有用であろう。こうした活動は新聞やTV等で報じられることも多く、これらの活動の存在が、都市農業の公益性を示す既成事実や根拠となり、無理解のままに行われてきた心無い住民の苦情や批判に対して自省を促すことにつながる場合もあるからである。

また、近年では、市街地と農地とが混在する現状を踏まえ、両者が一体となった空間の存在を肯定する見解もみられる(横張, 2008; 横張, 2011)。すなわち、都市の中の新たな社会にとって「農」は余暇からプロフェッショナルな農業まで様々な形態が存在すべきであって、様々な主体が都市を耕すことで、都市と農村がシームレスにつながる空間やライフスタイルを確立していくことができるというものである。

こうした視点が都市農業の振興にとってどれほど有効であるのかは未知数であるが、少なくとも国民や社会に今以上に「農」の存在価値を認識させていくためには、未だ業(なりわい)としての農業が残っている市街化区域において農業や農産物を生かした農村空間の商品化を進め、市民を啓発していくことも不可欠となる。ただし、それは農村らしさを演出したテーマパークのような形で消費需要に応えるということではない。都市を

構成する重要な要素として「農」が積極的に価値付けられ、まちづくりや地域開発に際して、埋没(あるいは排除)されることなく、一端を担っていくことが必要なのである。橋本(1995)や船戸(2003)が指摘するように、都市農業の継続は単に農業問題ではなく、都市問題として位置付けられるべきものである。成熟した新たな都市のあり方を考えていくためには、農村空間の商品化という視点は、都市住民に「農」の価値を考えさせる導入部分を担う存在としても重要な意味をもっているのである。

謝 辞

本研究の遂行にあたり、稲城市の農家の方々には大変お世話になった。記して厚く御礼申し上げる。なお、本研究の骨子は、第15回地方自治政策研究会(2011年8月8日、会場:岐阜市役所)および日本観光研究学会「観光学の中の地理学」分科会ワークショップ「観光学における地域科学の貢献可能性」(2012年1月22日、会場:富山まちなか研究室MAG.net)、名古屋地理学会2013年度研究報告会(2013年6月23日、会場:中部大学)において発表した。

最後に、本小論を岐阜大学名誉教授の小林浩二先生のご霊前に捧げ、心よりご冥福をお祈り申し上げたい。

注 記

- 1) 「都市的地域」とは、可住地に占める DID 面積が5%以上で人口密度500人以上又は DID 人口2万人以上の旧市区町村又は市町村および可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度が500人以上の旧市区町村又は市町村(ただし、林野率80%以上のものは除く)を示す。
- 2) 稲城市にまたがる地域は、多摩ニュータウンの東端を担っているが、ニュータウン区域内の排水間

題等もあって開発自体は後発となった。ただし、それが先行開発されたニュータウンの経験を踏まえた開発を可能にしたという(秋元, 2011)。例えば、多摩ニュータウン稲城第1住区として1988年より入居が始まった向陽台は、緑の眺望を等しく享受できるようにと、地形を生かした絵になる住宅地づくりがなされ(宇野, 2006)、1995年には、当時の建設省(現在の国土交通省)の「都市景観100選」にも選定されている。

- 3) 赤星病はさび病の一種でナシの大敵であるため、首都圏のナシ産地では千葉県白井市や市川市、鎌ヶ谷市、船橋市、八千代市、松戸市、埼玉県白岡市、蓮田市等のように「赤星病防止条例」を制定している自治体も少なくない。
- 4) 農業生産関連事業とは、自己生産農産物を利用した加工、直販や観光農園等農業経営に付帯する事業のことを指す。
- 5) 認定農業者とは農業経営基盤強化促進法に基づいた農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者および農業生産法人のことである。認定を受けることで税制や金融措置などの支援を受けることができる。また、担い手対策等に係る国の事業でも、意欲的な農家を支えるため、認定農業者であることが条件となっているものも増加している。
- 6) エコファーマーとは1999年7月制定の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名である。認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金の特例措置が受けられる。
- 7) 「高尾」は、1956年に東京都農業試験場(現在の農林総合研究センター)の芦川孝三郎氏が巨峰の実生から選抜育成させたブドウ品種である。1971年に東京の名山「高尾山」にちなんで命名された。品質には優れているものの、栽培管理が

難しく、他地域にはほとんど普及していない。現在は贈答用の高級ブドウとして栽培・販売されている。

- 8) 2012年10月時点で、稲城市内には「ファミリー農園」が13か所426区画(利用料は1区画あたり年間6,000円)、「農家開設型市民農園」が4か所74区画(利用料は区画面積の大小により6,000~68,400円)、「農業体験農園」が2か所(利用料は区画面積の大小により5,000~40,000円)に設置されている。
- 9) 稲城市ホームページ「市政への提案の回答」:
http://www.city.inagi.tokyo.jp/shichoushitsu/tegami_kaitou/2409/no3.html (最終閲覧日: 2013年9月20日)

文献

- 秋津元輝 2007. カルチュラル・ターンする田舎—今どき農村社会研究ガイド—. 野田公夫編『生物資源問題と世界』147-178, 京都大学学術出版会.
- 秋元孝夫 2011. ニュータウンの高齢化を解く—多摩ニュータウンからの報告—. 都市問題研究 2011年(春): 19-38.
- 安室 知 2006. 田園情景と農. 新谷尚紀・岩本通弥編『都市の暮らしの民俗学① 都市とふるさと』155-183, 吉川弘文館.
- 宇野健一 2006. 1周遅れのトップランナー? 多摩ニュータウン稲城地区. 多摩ニュータウン研究 8: 12-23.
- 菊地 香・中村哲也 2004. 市街化区域における梨産地の農地利用に対する評価—都市住民アンケートからの数量化理論 II 類分析による接近—. 琉球大学農学部学術報告 51: 89-94.
- 菊地俊夫 2007. 甲府盆地におけるブドウ生産の新たな展開. 地理 52(3): 82-90.
- 小林浩二 1993. 都市農業のゆくえ. 岐阜大学教育学部研究報告 人文科学 42(1): 1-16.

- 高田知和 2001. 「定年」と「帰農」—<農>的なものへのさまざまなかわり方—. 浜口晴彦・嵯峨座晴夫編『定年のライフスタイル』90-110, コロナ社.
- 竹下伸一・堀野治彦・中桐貴生 2006. 都市農地がヒートアイランドにもたらす影響. 環境技術 35: 502-506.
- 立川雅司 2005. ポスト生産主義への移行と農村に対する「まなざし」の変容. 日本村落研究学会編『年報村落社会研究 第 46 集 消費される農村—「ポスト生産主義」下の新たな農村問題』7-40, 農山漁村文化協会.
- 田林 明編 2013. 『商品化する日本の農村空間』農林統計出版.
- 多摩川誌編集委員会編 1986. 『多摩川誌』財団法人河川環境管理財団.
- 薦谷栄一 2005. 日本農業における都市農業—都市農業を考える—. 農林金融 58(6): 294-310.
- 橋本卓爾 1995. 『都市農業の理論と政策』法律文化社.
- 林 琢也 2012. 農村の環境問題. 杉浦芳夫編『地域環境の地理学』36-48, 朝倉書店.
- 林 琢也編著 2013. 『長良ぶどう発達史』長良ぶどう部会・記念誌出版実行委員会.
- 林 琢也・呉羽正昭 2010. 長野盆地におけるアグリ・ツーリズムの変容—アップルライン (国道 18 号) を事例に—. 地理空間 3: 113-138.
- 半澤早苗・杉浦芳夫・原山道子 2010. 東京都練馬区におけるブルーベリー観光農園の立地とその現状. 観光科学研究 3: 155-168.
- 深瀬浩三 2013. 東京都における都市農業と援農ボランティア. 新地理 61(1): 82-88.
- 船戸修一 2013. 「援農ボランティア」による都市農業の持続可能性—日野市と町田市の事例から—. サステナビリティ研究 3: 75-83.
- 松宮 朝 2013. 都市部における非農業者主体の「農」の活動の展開—愛知県長久手市、日進市の事例から—. サステナビリティ研究 3: 85-97.
- 宮地忠幸 2006. 改正生産緑地法下の都市農業の動態—東京都を事例として—. 地理学報告 103: 1-16.
- 宮地忠幸 2007. 都市のなかの「農」の景観—東京都を中心とした都市農業の動向—. 阿部和俊編『都市の景観地理—日本編 2』124-132, 古今書院.
- 山村順次・浦 達雄 1982. 都市化地域における観光農園の動向—川崎市多摩川沿岸を例として—. 新地理 30(2): 1-18.
- 横張 真 2008. 線が引けないまち、引かないまち. 都市住宅学 60: 34-37.
- 横張 真 2011. フードデザートと都市の「農」. 都市計画 60(6): 34-37.
- 横張 真・加藤好武・山本勝利 1998. 都市近郊水田の周辺市街地に対する気温低減効果. ランドスケープ研究 61: 731-736.
- Perkins, H.C. 2006. Commodification: Re-resourcing rural areas. In *Handbook of rural studies*, ed. P. Cloke, T. Marsden and P.H. Mooney, 243-257. London: SAGE Publications.
- Woods, M. 2005. *Rural Geography*. London: SAGE Publications.

(投稿: 2013. 10. 30)

(受理: 2013. 11. 16)